

平成20年度 決算に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の規定により、平成20年度決算に基づく岩美町の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

■財政健全化法と健全化判断比率等

地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて以下の指標（比率）を算定し、監査委員の監査を経て議会や住民のみなさんに公表することが義務付けられました。それぞれの指標は、率が低いほど健全な財政状態であると言えます。各指標に定められた「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えてしまうと、健全化又は再生に向けた計画に沿って財政運営を行わなければなりません。最悪の場合、後年度に予定していた事業ができなくなり、さらには住民の皆さんに負担の増加をお願いしなければなりません。そうならないために、問題点を早期発見、早期是正し、健全な財政運営を持続していく必要があります。

	説 明
実 質 赤 字 比 率	一般会計等（※1）の赤字額が、標準的な収入の規模に占める割合
連結実質赤字比率	一般会計等と特別会計を併せた全ての会計の赤字額が、標準的な収入の規模に占める割合
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が借金の返済に充てた額など実質的な公債費が、標準的な収入の規模に占める割合
将 来 負 担 比 率	一般会計等が抱える実質的な負債を合計した額が、標準的な収入の規模に占める割合
資 金 不 足 比 率	それぞれの公営企業会計（※2）の資金の不足額が、標準的な収入の規模に占める割合

※1 岩美町の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び代替バス運送事業特別会計を指します。

※2 岩美町の場合、集落排水処理事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計を指します。

比率が低いほど
健全な財政状況で
あると言えます

■岩美町の比率

平成20年度決算に基づく岩美町の健全化判断比率等は、以下のとおりです。

前回決算時と同様、すべての会計において実質赤字は発生しなかったため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「なし」となります。実質公債費比率においては、公営企業会計の借入金返済に充てたと認められる繰出金が増加したため、比率が少し上昇しています。これに伴って、将来負担すると見込まれる公営企業への繰出金も増加したため、将来負担比率にも影響しています。

なお、県内市町村との比較では、実質公債費比率はもっとも低く、将来負担比率は3番目に低い結果となりました。

	平成20年度決算	平成19年度決算	早期健全化基準（※3）	財政再生基準	参考：県内市町村の平均値
実 質 赤 字 比 率	なし	なし	15%	20%	なし
連結実質赤字比率	なし	なし	20%	40%	なし
実 質 公 債 費 比 率	14.2%	13.9%	25%	35%	19.1%
将 来 負 担 比 率	68.1%	46.0%	350%	なし	130.7%
資 金 不 足 比 率	なし	なし	20%	なし	

※3 早期健全化基準は岩美町に適用される基準であり、地方公共団体の規模によって異なります。